

保税蔵置場許可期間の更新公告

下記保税蔵置場については、関税法第42条第2項ただし書の規定により許可の期間を更新したので、同条第3項の規定により公告する。

令和6年4月3日

名古屋税関長 柴田 敬司

記

- 被許可者の住所及び名称
三重県南牟婁郡紀宝町鶴殿182番地
株式会社北越ペーパーテック紀州
- 保税蔵置場の名称及び所在地
株式会社北越ペーパーテック紀州鶴殿保税蔵置場
三重県南牟婁郡紀宝町鶴殿字川原239番21
三重県南牟婁郡紀宝町鶴殿字中松原460番1
三重県南牟婁郡紀宝町鶴殿字中松原460番7
三重県南牟婁郡紀宝町鶴殿字中松原460番地1
三重県南牟婁郡紀宝町鶴殿字中松原460番地7
- 更新した期間
自 令和6年5月1日
至 令和12年4月30日